

特集 1

「部落解放の課題と解放立法の展望」再論

高野眞澄

一に大別して捉えることとしたい。

第二に、実態的と心理的の二つの社会的差別を含む部落問題が、今日被差別部落住民の権利・自由に関する人権問題として受け止められている以上、これら二つの差別の形態に対応する部落解放の憲法上の課題が設定されなければならない。そうだとすると、実態的差別については「実質的平等の実現」が、また心理的差別については「市民的権利の復権」が、日本国憲法の下で差別克服の課題として立たれるであろう。

第一に、現代の部落差別——ないし部落差別の「現代」——をわれわれはどのような視点で捉えることができるか、という視点形成の問題である。この点、差当たっては、一九六五(昭和四〇)年八月の同和対策審議会『答申』の見解に倣って、「実態的差別」と「心理的差別」の

第三に、右に見た部落差別の二つの形態とそれに対応する憲法上の課題を、将来に具体化するためには立法的手段にまたねばならないが、それにはどのようなものが考えられるだろうか。これは今後の解放立法を展望することを意味するが、実態的差別を克服する立法としては既に同対法

＝地対法が現行の時限立法として成立・機能しているけれども、何と言つても「事業」立法を本旨とするところから、心理的差別との対決には実効を欠き、ために、将来に亘つて部落解放の決め手となるような立法像が模索・探求されようとしている。それは大別して、二つの方向があり、一つは差別規制立法としての「差別禁止法」があり、一つは差別の予防ないし人権啓発立法としての「部落解放基本法」の方向が見られる。

以上に提示した解放立法の三つの類形——事業立法、規制立法、啓発立法——は何れも立法像を型として分類したもの、言わば理念形であるにどおり、現実には相互に交錯した多様な形で選択・採取されることになる。

本稿筆者は先に『部落解放』一〇〇号記念特集に「部落解放の課題と解放立法の展望」と題して小論を草した。本論は、それを補完することを意図したので、多少とも重複を生じたところもあるが、併せて読んでいただければ幸いである。「再論」と題する所以である。

一、実態的差別と実質的平等の実現

—事業（助成）立法としての「同対法＝地対法」—

現代の部落差別は、第一に客観的に劣悪な被差別の実態

措置法】（法六〇）であったことは周知のことなりである。それは、部落差別は単なる観念の亡靈でなく、現実の社会に実在するものであると指摘した同対審答申の趣旨を立法理由としている。法制定におけるこのような立法理由を持つ同対法は、法理の面から見て、以下の諸点で評価できるものを持っていると、私は思われる。

第一に、同対法は、議員立法として成立した「同和対策審議会設置法」に統じて、国策の樹立を求める解放運動の法的結晶として、いわば下からの民定立法の性格をもつて生成を見たものであることである。この点で明治の解放令や戦前の融和主義と基本性格を異にしている。それは戦前の部落解放運動を受け継いだ戦後の解放運動の成果であり、部落解放（運動）史の節目ともなっている。

第二に、法の内容面で、被差別部落民が実態的差別によって憲法上の生存権（一五条）、教育を受ける権利（二六条）、労働権（二七条）等の社会的権利の享有を妨げられていることに鑑がみ、彼らに形式的な権利の平等を保障するだけでなく、人種、信条、性別、門地による差別と並んで、「社会的身分」による差別の撤廃を個別的に特定して掲げることによって（一四条）、余りにも立ち遅れた不平等を是正するために劣悪な状況下にある者に社会扶助や教育、雇用の保障など「実質的平等」を確保し、もって同対

において捉えることができる。この被差別の実態において部落差別を捉える視点の提起は、一九五一（昭和二六）年、京都で起つたわゆる「ホールローマンス事件」を契機に、運動側の論理によって提起されたものであるが、客観的に劣悪な被差別の実態は通例「被差別部落」に集約され、被差別部落が正に部落差別の現代における社会的象徴となることは何人の目にも明らかな事実である。

この客観的な被差別の実態は、同対審答申の用語では、いわゆる実態的差別と規定され、いま一つの差別感を現わす心理的差別とともに部落差別の主要な二つの形態とされている。このうち実態的差別は近現代という長い間に積りついた心理的差別の沈殿の歴史的結果であると同時に、それがまた新たな心理的差別を生み出すといつようじ、相互に因果の関係において悪循環を繰り返す。部落差別の歴史はこの二つの差別の形態の悪循環の繰り返しの歴史であると言つても過言ではない。

そうだとすれば、差別の悪循環の回路は何としてでも絶ち切らなければならない。その第一次的責任は、長い間差別を無視（放任）してきた國の側にあることは言つがだめない。それは國の政治の果たすべきことがらである。その場合、差別の悪循環を実態的差別のところで絶ち切らうとしたのが、一九六九（昭和四四）年の「同和対策事業特別

法に社会政策的立法としての意義とせよること」が、憲法上の課題とされてゐることである。

この憲法上の課題としての実質的平等の実現は、現代の一〇世紀の憲法においてはば共通の平等理念（平等原則）になつてゐることを強調しておきたい。既に、第二次大戦後のイタリア共和国憲法は「市民の自由と平等を事實上制限し、人格の完全な發展と、國の政治的、經濟的および社會的組織へのすべての労働者の實効的な參加を妨げる經濟的および社會的な障害を除くことは、共和国の任務である」（三条一項）と規定していた。アメリカやフランスにおいては、とりわけ一九六〇年代以降において、人種や性別に基づく教育、雇用、福祉の領域での実質的平等の実現・確保の要請が、より積極的な「統治の原理」として働きはじめて、急速かつ確実なテンポで成熟しつつある。（フランスにおける平等原理の推移の一端につき、高野真澄「人種による差別の撤廃に関する組織の合憲性審査」別冊ジャリスト・フランス判例百選、一九六九年、また平等原理をめぐるより最近のミシシッピ州下の立法状況をはじめ、学説や憲法院判決の状況について、北川善英氏の紹介「ローバル・ペルー・不平等に関する新しい議論とフランス公法」法律時報五五卷七号一五六、一五七頁参照）。社会主義憲法ではより徹底した保障が求められている。わが

日本国憲法の平等原則も基本的には以上の例外ではないと解されるのであり、このような平等化の条件を確保することが現代の社会的民主主義を追求することになるわけである。環境改善事業法としての同対法も、大体この線上にある特例法として理論的に位置付けられる。

第三に、同対法はやはりそれが制定された時期の時代の要請の產物という性格を持っていることである。わが国戦後立法の流れの中で、高度成長政策が進められたあと、それが生み出した新たな諸矛盾に対応するために、労働者、公害被害者、消費者、心身障害者等の利益の擁護、増進に向けて、一連の社会政策立法——雇用対策法（昭四一法一三）

（1）公害対策基本法（昭四二法一三二）、消費者保護基本法（昭四三法七八）、現身障害者対策基本法（昭四五法八四）など——が制定されてゆく。同対法は、これらの実定法の集団と系を同じくし、その意味で生存権要求の高まりを示す時代の要請の產地であって、より広範な国民的利益を反映する立法の一つであったことは否定できないと思われる。端的に言えば、旧同対法は国の社会・経済・政策を形成する事業立法としての基本的性格を有し、そのうえに十分ではないにしても先述の現代憲法における実質的平等の実現確保という人権尊重理念を体現する人権立法的性格を兼ね備えていると見らるることができるようと思われる。

いるような具体的な保護受給請求権を発生させるよくなむのではなく、また立案過程で明記されていた政府の国会に対する年次報告、計画文書等の提出義務の定めも削除され、さらに障害を受動的な政策対象として捉え能動的な権利主体として位置づけていないなどの点で、実効性に乏しいカタログ立法ないし理念型立法（小川政亮「心身障害者対策基本法」法律時報一九七三年六月号）などと評されている。

（2）このような法制定当時に予想された問題性は、その後の実施過程で現実化し、種々の不徹底が指摘されることになった。例えば、一〇戸以下の地区や未指定地区など法の放置した被差別部落が多数あること、同対法一三年の実績はもとよりこれを評価しなければならないとしても、法の適用を受ける地区でも環境改善事業になお多くのバラツキや残事業があること、対策事業の進んだ府県でも住宅生活環境改善に偏り、雇用の拡大、福祉・教育の充実、人権啓発の分野は殆んど手がつけられていないこと（村越末男、朝日新聞論壇昭和五二年一月二六日）、しかも同対法が財政特別法として成立を見たことから、要求が強いところに金が流れるという安易な構図が行政の末端に見られた。何れも、法の運用＝行政過程面で憲法の精神が問われるケースといふべきであらう。

しかしながら、旧同対法は、同時に、次のような立法自体に潜む問題性をかこつていていたことも確かである。

（1）まず、部落問題の解決を国民的課題として、少なくとも人権問題として直視しようとした同対答申の観点が十分に貫徹されていないことである。憲法の人権尊重の理念が同対法の諸条項の中に十分浸透しておらず、これでは法の運用＝同対事業の実施いかんでは融和政策的に流れるのではないかという疑いが持たれ、この疑念は同対事業が進行し一定の成果が見え出す頃に明らかになり、ともすれば人権の観点が脱落なしし切断されかねない、事業（助成）立法につきまとう危険な暗算が予見されさえした。

この点は、例えば、昭和四五年第六三特別国会で議員提案で成立を見た「心身障害者対策基本法」も同じような問題側面を共有していることに注意しておきたい。同法は心身障害の発生の予防に関する基本的施策および医療、訓練、保護、教育、雇用の促進、年金の支給などの心身障害者の福祉に関する施策の基本事項を定め、もって心身障害者対策の総合的推進を図ることを目的とし（一条）、これに対する國、地方自治体の責務（四条）、目的達成のための必要な法制上、財政上の措置義務（八条）等を定めている。これによって見ても判るように、本法は障害者やその保護者に國・自治体に対して、例えば生活保護法が定めて

（3）先にあげた同対法制定前後の公害対策、消費者保護、心身障害者対策基本法等の類似立法は、何れも国民生活の諸分野において國の政策の基本的なあり方を示す基本法の形式——その多くは先例法としての教育基本法に見られるようす格調の高い「前文」を本文条項の前に置いている——を与えられていたのに、同対法は同対事業に財政上の特例を講ずる助成立法、すなわち事業法に委小化され、心理的差別解消のための啓発活動が除外されている。

以上のことから、部落差別の現在を、実態的差別の面だけで捉えることは、それがいかに現代における重要な視点だとしても、一面的のそしりを免れず、したがって同対法や現行の地対法に、时限立法としてあるいは事業立法としての一定の限界を感じられることがある。同和問題の解決が国民的課題だとしていた同対答申の指摘も本法の中であいまいなものになっている。これらの法の不備は、本法を運用する行政過程において補完的努力（差別解消の立法理由についての適確な理解と主体性をもった法の執行）が、また人間解放のための教育実践の中で部落問題に対応することによって問題の所在を問いつめてゆくことが必要となる（詳しく述べ、高野真澄・新版憲法と部落問題－人権確立のために－広島部落解放研究所、一九八一年八九頁その他参照）。しかし、措置法の意義と同時に、その限界

が立法論として問い合わせられるところは、原理的には少なくとも措置法を生み出した「答申」の精神にまで立ち戻って再検討することが筋の通ったやり方である。そうすることによって、部落問題解消のための総合的な基本理念の新たな展望が開けてくるであら。

このように、「差別」の解消と言つ場合は、実態

における個人の尊厳と人格・名誉（一三条）、婚姻の自由（一四条）、居住、移転、職業選択の自由（一一一条）等の市民的人権の享有が妨げられる事になるから、ここでは広く市民的権利の復権——人間的尊厳の尊重——が憲法上の課題として設定されるであら。

一、心理的差別と市民的権利の復権

以上に述べたことと関わって、部落差別の「現代」を心理的差別という差別意識の存在において捉える第二の視点が浮上してくる。被差別部落を社会外視し、部落民を人外視する封建遺制的な風潮を引き継いだ差別意識の存在は、今日なお結婚、就職、生活面において根強いものがある。それは、わが国の社会構造そのものが依然として差別意識を温存する基盤として機能していることを示すものであり、この意味で部落差別の現代を——とりわけ明治維新以降の——近代日本の社会経済構造の帰結として捉える視点が開けてくると思われる。しかし、ここではこれ以上触れる余裕はない（やや詳しくは、高野真澄「部落解放の課題」と解放法の展望】部落解放二〇〇号六一、六二〔頁参照）。

では、このような心理的差別を基調とする差別的言動によってどのような人権の侵害が起るか。それは憲法で保障

最初に指摘されることは、わが国には差別的言動に基づく侮辱を処罰する現行法規は存在しないということである。僅かに、最近の戸籍法改正（昭五一年六月）で、戸籍簿の公開を原則としながら、それにある程度の制限がつけられ、他人の戸籍の謄本を請求するについて、それが同和地区であるか否かを調査するなど「差別に連がる」「不当な目的」を持つ場合（同法一〇条および法務省民事局長通達参照）、罰則の適用（同法一二一条の二）を可とした例を見るにどきがい。このことが、時として差別行為の横行を放置する要因のひとつとなるのであるから、罰則を設けこれを適用してゆくことは人を犯罪から遠ざかしめるという一般予防効果が期待され、またそれは社会防衛にも連がる。しかも注意を要することは、そもそも差別禁止の立法が必要視されるのはそれが十分に必要とされる事情がある場合に限られること、つまり明らかに差別を煽動したり、助長・拡大する意図をもって行われたり、身元調査等の當利目的に利用される場合などのような、悪質で著しく反社会的な行為についてであつて、眞に処罰するに値するこれらの行為を野放しにしておくことは、社会正義の觀点から許されるところではないからである（例えば、朝日新聞夕刊昭和五年一月一〇日「あうかんレーダー」参照）。法の認める場合を除いて、人の私的生活につ

しては「差別する」側に立っている人びとに向けられていくと書つことができる。（中川喜代子「意識調査にみた差別意識の構造」磯村英一編・同和行政論、明石書店、一九八三年三四六頁）。

そして部落差別の「早期」解消を國の責任において実行すべきものとされる以上、差別意識の変革なり解消を國民の側の自然発生的な自助努力だけに委せず、國家的見地からの実効ある規制その他の措置が追求されなければならない。

（一）差別規制立法としての「差別禁止法」

そこで市民権利の復権という憲法上の課題を追及する立法的手段として、いつたいどのようなものが考えられるだろうか。将来の解放立法を展望するときに、まず思い到ることは、差別行為そのものを法的に規制すること、つまり差別したものを处罚し、差別されたものに法的な救済手段を与えることである。法制度上の表現として、これを仮りに「差別禁止法」と名付けることができる。その場合、いわゆる差別禁止法の内容は、心理的差別に基づく不合理な差別行為（例えば、雇用・就職・関係、職業選択、商業、教育その他の役務の提供、婚姻關係その他の生活關係における差別的言動と差別的取扱い）を禁止し、その違反に対して处罚を加えるとともに、かつ差別を受けた者により効果的な司法的救済手段を与えることにある。

いて情報を収集する行為は明らかに個人権の侵害であつて禁止されねばならない。いくら刑事法の大原則が謙抑主義にあると言つても、右のような諸事例はその限度を超えるものと看做されよう。一九七七年、部落解放同盟が特措法の強化延長案において、同法の第三条に悪質な差別行為の法的規制を入れることを提案したのも、「特に部落地名總鑑に類する悪質な行為に」対処するためであった。腰の重い政府でも、「部落地名總鑑」事件の発生を契機に、総理府を中心して法的規制の検討に乗り出していることが伝えられる。その後、それは一体どうなっているのだらうか。

むとより、規制法は罰則を伴なうだけに立法化には十分な慎重さが求められることが多いことを要しない。今後「部落差別をなくす方法」として特に重要なと感づるものにレ印をつけさせた「同和問題意識調査」では「差別をしたりする人や、差別を當利目的などに使うものを、法律で处罚すた」という項目に、長い間差別屈辱を受けてきた対象地区住民の多くがこれを強く望んでいるのに対し、対象地区外住民の反応は極めて薄く、むしろ環境改善事業や学校教育、社会教育を通じての人権啓發活動に期待しているという結果の報告が出されている（奈良県・同和問題意識調査結果報告書、A-B調査、一九八〇年。ほぼ同じ時期に実施された「広島県民の同和問題意識調査」においても同じよ

9 「部落解放の課題と解放立法の展望」再論

司法的救済は、現在主として結婚差別事件に関連して、人格権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟として行われているが（民法七〇九一七一、七一九条）、長い間の差別と貧困を体験する部落大衆の大方は法制度に強い疎外感を抱き、裁判へのアクセスに尻込みしがちな現状に照らしてみて、もっと効果的で、強力広汎な救済手段を確保することが考えられてよいのではないかと思う。例えば、加害者による差別の行為の排除・是正、損害の回復・賠償、全国的・地域的レベルの人権委員会の調査、調停、提訴権等、裁判上、裁判外の積極的で多様な紛争解決制度の考察・具体化が求められる。そして、差別禁止法の適用・実施をイギリスの立法（人種関係法 Race Relations Act, 1965—後述）のように、懲罰よりも調停本位に行なうとする運用上の工夫も参考となろう。

ところで、以上に見てきた立法論としての差別禁止法の構想には、差別からの解放の根本目標をあらわる差別を許さず、これと闘い、打ち克つ反差別立法の樹立を目指すという発想上の特色とメリットがある。したがってそれは、個人の尊厳と人間平等の原理を広く国際社会にも開かれた形で実現し、人種的・民族的差別を含むあらゆる社会的差別、民族、人種などを根拠とする社会生活の領域でのい、

司法的救済は、現在主として結婚差別事件に関連して、人格権の侵害に基づく損害賠償請求訴訟として行われているが（民法七〇九一七一、七一九条）、長い間の差別と

貧困を体験する部落大衆の大方は法制度に強い疎外感を抱いて、もっと効果的で、強力広汎な救済手段を確保することが考えられてよいのではないかと思う。例えば、加害者によ

る差別の行為の排除・是正、損害の回復・賠償、全国的・地域的レベルの人権委員会の調査、調停、提訴権等、裁

判上、裁判外の積極的で多様な紛争解決制度の考察・具体化が求められる。そして、差別禁止法の適用・実施をイギリスの立法（人種関係法 Race Relations Act, 1965—後述）のように、懲罰よりも調停本位に行なうとする運用上の工夫も参考となろう。

ところで、以上に見てきた立法論としての差別禁止法の構想には、差別からの解放の根本目標をあらわる差別を許さず、これと闘い、打ち克つ反差別立法の樹立を目指すという発想上の特色とメリットがある。したがってそれは、個人の尊厳と人間平等の原理を広く国際社会にも開かれた形で実現し、人種的・民族的差別を含むあらゆる社会的差別——つまり部落民差別と言はず、心身障害者、職業、性別、民族、人種などを根拠とする社会生活の領域でのい、

かの差別——と対決して、これに法的制裁を伴う規制を加えることである。

この点で、今日の状況を見ると、国際的な人権保障の重要性の認識がかつてなく高まり、しかもその法制度的保障の実現に向かうという好条件を迎えている。

第一に、世界人権宣言（一九四八年）を条約化して人権の国際的保障制度に重要な画期をなした「国際人権規約」は一九七六年に発効を見たが、中でも、①私生活や名前、信用に対する不法な干渉・攻撃からの法的保護（一七条）②差別の煽動となる国民的・人種的憎悪の唱道の法的禁止（一〇〇条）③おらゆる差別の禁止とその効果的保護のための立法義務（一六条）等を定めた自由権規約（いわゆるB規約）を遅ればせながら一九七九（昭和五十四）年にわが国が批准した意義は大きい。それは、保障内容の即時尊重を義務づけていることや、すべての個人に法の保護を受ける権利を保障していることなどから、日本国憲法の人権保障規定を拡大し、補充する意義を持ち、部落差別の解消についても重大な意義を有している。現行の行政指導のレベルを一步ずすめた。差別禁止法の制定に拍車をかけることにならう（詳しく述べ、高野真澄・前掲書、一四六頁以下参照）。

それだけに、その際に欠けていた肝腎の人権委員会

うな結果が出ている。参照、山本登「啓発活動の今後の課題」前掲同和行政論一三一九頁以下、特に三四四頁）。これはある意味で当然予想された結果であるが、わが国の世論動向の一端を示すものとして参考に値するに違いしよう。

次に、憲法一四条の規律する規範は、直接には国家と国民の間において前者の差別取扱いを禁ずるものであるが、平等権（一四条）を不適に侵害するような私法関係はその行為の効力を否定されるものと言わねばならない。既に、アメリカの先駆的な判例（Shelly v. Kraemer, 1948）があり、わが国でも住友セメント（女子従業員結婚退職制）事件判決はこの立場に立っている（東京地判昭四一・一二・二〇〇労民集一七巻六号一四〇七頁）。私人間への人権規定の適用の可否が争われた有名な三麦樹脂事件において、最高裁判は私人間の人権の矛盾・対立は原則として私的自治に委ねる建前を堅持して、平等原則の私人間への適用を否定するに至ったが、その際「一方の他方に対する侵害の態様、程度が社会的に許容しうる一定の限界を超える場合」を除外していることが注目される（最大判昭四八・一一一民集一七巻一一号一五六六頁）。本稿の文脈で問題視される差別的取扱い（差別待遇）は、大旨、右判例に言う「社会的許容の限界を超える場合」に当たるものとして問題となるであろう。

(Human Rights Committee) のおい旋を行なつ権限に基づく活動を承認する関係当事国の宣言（四一一条）やB規約の手続上の救済を手厚くしようとする選択議定書の批准を完つすることである。

第二に、一九七九年未に国連総会で採択された「婦人差別撤廃条約」は、その翌年日本も署名したが、未だ批准を見ることはない。一九八五年を由途にその批准と国内法の整備が求められている。同条約は婦人に実効ある労働権を確保するために、締結国が立法その他罰則を含む適切な措置をとることとしている。

イギリスでは既に同一賃金法（一九七〇年）に加えて、雇用、教育、公共の施設・建物の利用等における性差別禁止法（一九七五年）を制定し、機能を見ている（各国における男女平等法制の進展、イギリス＝高島道枝、法律時報一九八一年七月号四〇頁以下）。

また、六〇年代末からフェミニズム（女性解放運動）の活発なフランスでは、女性の職業上の平等について一九七一年と一九七五年に職場での男女同一賃金、求人・雇用および解雇における性差別撤廃に関する法律（企業主への罰則規定を含む）を制定し、条約の国内法への転換を図っている。そして今後の法課題として、「これまでに定められた平等の原則を、教育、労働条件、昇進等それぞれの分野

法的、行政的救済（六条）等——の効果的措置を定める「人種差別撤廃条約」（一九六五年国連総会採択、一九六九年一月発効）の早期批准を急ぎ、同条約第二条一項(d)に基づき差別撤廃と被差別救済の視点を貫ぬく良質な国内法をいかに整備するかにある。要するに、わが國自身の国際的努力が国内立法整備の先決条件となる（詳しくは、部落解放研究所・人種差別撤廃条約の早期批准のために、一九八一年所収の諸論文参照）。諸外国の国内立法では、例えばイギリス（一九六五年と一九六八年）、フランス（一九七二年）等で人種関係（差別禁止）法が制定され、偏見との対決—外国人移民労働者として社会の最底辺の仕事を担う有色人種少数派の平等待遇の確立—が社会経済体制の存立のうえで重要課題とされている。高度に入種主義（政策）の絡む領域であるけれども、これらの先例法を立法論的に攝取し、学ぶべきところは少なくないようと思われる。

以上のことから、解放立法の理念形としては、あらゆる社会的差別の禁止が提唱され得るが、個々の差別問題は現実にはその歴史性、社会的役割り、克服の課題等、それぞれのレベルにおいて同じではない。したがっていかなる差別について、いかなる限度で法的規制の対象となし得るかについて、なお慎重な考慮を必要とすると言つべきであろう。また規制立法は実際問題としては狭い意味での規制

で確實に適用していくための法規制定である、との見通し」が示されていると謂ねて居る（同上、フランス＝林瑞枝、四五一四七頁）。因みに、昨年度は中絶費用の七〇%国庫負担、市町村議会選挙の候補者リストの一五%を女性に割り当てる等、女性の地位向上に関する新法案を成立させている（朝日新聞昭和五八年一月二三日「進むフランスの女性解放」）。

第三に、障害者に対する差別問題について見ると、発生原因の大半は交通災害、薬品公害等の後天的なもので、そこに障害者問題の社会性、また資本制の発展の中で民衆分析の眞に用いられてきた歴史性を見抜かなければならぬ。したがつてまずは障害者の実質的平等を確保するためには生存権、労働権等の諸々の人権を実現するとともに、一九七五年の国際障害者権利宣言やアメリカの障害者差別禁止令（一九七七年）に見る障害者人権の国際化、国内法化の動向に注目すべきものがある。

第四に、人種差別が人間の尊厳に対する罪だとする「人種差別撤廃宣言」（一条）の趣旨を引き継ぎ、人種、皮膚の色、門地、民族的又は種族的出身を理由とするあらゆる差別行為に対する規制——すなわち当事国の人種差別撤廃義務（二条一項）、アペルトヘイトの禁止（三条）、人種的優越または憎悪に基づく差別・煽動の禁止（四条）と同

ないし救済だけでなく、これを基調としながら事業や啓発を加味した形式をとることも、立法技術上不可能ではないであろう。人種差別撤廃条約は、条約としてながら、正にその先例となつて居る（この点、やや詳しくは、友永健三「部落解放基本法について」部落解放一九二一号一三五頁、高野真澄「前掲論文」部落解放二〇〇号七四、七五頁参考）。

最後に、差別行為に対する規制、差別行為からの保護を、各地方自治体が制定するプライバシー保護条例へ組み込むことによって、地方の実情に即した自主的解決を図つてゆくことも考えられないことではない。

（二）差別予防（人権啓発）立法としての

「部落解放基本法」

不合理な差別行為に対する対決には、外にあらわれた差別的行為ないし差別的取扱いそのものを法的に規制したり、損害の救済を重視する以上の視点に対しても、差別行為を生み出す意識の根源に眼を向け、誤った偏見や差別感の克服、解消を求めてゆく途がもう一方に残されている。すなわち、教育等、差別行為の予防ないし人権啓発事業実施のためなどに広く法的根拠を与え、市民的権利の眞の創造と再生を期する「部落解放基本法」の制定が、立法論として展望されるといふのである。

いわゆる「部落解放基本法」の主張は、既に時間的契機において環境改善的事業立法としての同対法（地対法）を内容的に反省し、克服することを目指す立法形態として、いわば同対法の強化拡大としての「法改正」論として打ち出されていたところである。例えば、部落解放同盟は政府をして特別措置法の立案と国会上程に追い込んだ時期に、「部落解放対策『特別措置法』草案」（宣言立法と具体的な施策の実施を法律事項とする部分から成る）として提示していた（この点参照、小倉襄二「同和対策審議会答申と同和対策事業特別措置法」部落二四五号、一九六九年六月）。そして、その当時、将来の法律の性格について、環境改善中心の「事業法」にするか、雇用の保障、教育の向上、人権啓発を含んだ「基本法」にするか、全日本同和会や同和協筋でも論議の焦点となつたようで、しかし大旨、基本法の方向が提示されていたと言える。

運動側が目指したこうした解放立法の基調に拘らず、現実に制定されたものは旧同対法であったわけで、したがって同対法の期限切れが一年有半に迫った一九七七（昭和五二）年七月、部落解放同盟は、特措法的根本的改正を含む強化延長案を発表し、「事業」の名称をはずした基本法的性格を備えたものを、また法の形態として部落差別が完全に消滅するまで有効な半永久的な同和対策基本法と、同和

五六年一二月一〇日）の中で、人権啓発事業や教育事業の拡充と中高年の雇用対策を重視するという形をとつて現われていることは、周知の通りである。

そこで、いわゆる「基本法」の性格をどう定め、その内容をいかに構成するかについては多くの吟味検討すべき問題が今後に残されていると思う。「基本法」というからには、国が制度の基本や政策の目標を定め、あるいは行政上の対策の基本を定め、国会が政府に対し施策推進の措置を講ずることを命ずるものとなるであろう。「人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本憲法によって保障されている基本的人権にかかる課題である」部落問題の解決が、このような「基本法」の要件に欠けるところはないはずである。とは言え、この領域は、国会のいわゆる立法政策の問題であるとも言ひ得るが、憲法で保障された重要な人権とも触れ合つ問題であつてみれば、国会の無定量の裁量に委されてくるとも解し難く、またもとより時間的に無限である必要を見ないけれども、部落差別の解消ないし根絶に向けてある程度の継続性を持つものであることが求められるであろう。

そして、規定対象は一方で雇用の保障や教育の向上等を配慮しつつ、他方で差別意識の克服に向けた啓発活動内容とすることにならう。留意すべきことは、いわゆる「残

教育振興法のような個別法の併立を提案、そして統いて同対法の延長が確定した五四年一〇月、古井法務大臣に対して、人権啓発、教育、労働、福祉など、基本的解決策と必要な分野の施策を明確にした「部落解放基本法」の制定を要望したのである（朝日新聞昭和五四年一〇月一一日）。この間、同対法三年延長決定時の臨時国会において、「同和問題に対する國民の理解を深めるため、啓発活動の積極的な充実を図ること」が附帯決議（昭和五三年一〇月一一日、衆参両院内閣委員会）されていることが、法の運用について國の最高機關を構成する議院の意思を表示したものとして注目される。

これを承けて、大原享代議士（社会党）は、同対法延長の時点で、自民党的堀内俊夫氏（同党同和対策特別委員長）が延長反対の理由として述べた「事業法だけで差別の解消はできない……行政全体として総合的に取組む問題だ」という主張を逆手に取つて、「過去十年の総括の上に」「総合的法改正により組む『三年』である」として、「延長三年」を位置付けている（同「『法の総合立法』に、たたかいの焦点を」部落解放一一七号一三三頁）。

また同対協会長の任にあつた磯村英一氏は個人としてながら、つとて人権の視点に立つた立法（人権基本法）の制定を精力的に主張、それはのちの同対協の意見具申（昭和

事業」の遂行とともに、「労働権」や「教育権」の保障を強力かつ継続的に実施していく必要が将来立法の課題として突きつけていくことである。このうち、労働権に限つて見ても、最近における生活水準（依然として生活保護世帯が極めて多い）や就労の実態（臨時雇、日雇等の不安定雇用の比率が高く、その職場は殆んどが小零細企業であり、職業構成も依然単純労働者の比率が高い等）に関する調査（例えば、『大阪部落実態調査報告書』一九八三年三月）に従して、就職の機会均等がいわゆる「自由権」としての職業選択の自由でなく、「社会権」としての労働権（憲法二七条）の効果的な保障でなければならないことを求めている。ここに労働権とは労働の意欲と能力を持ちながら労働の機会を持たない者に労働の機会を与えることのできる制度を確立し、維持しなければならないことを指し、また既に労働によって生活する者にはその労働条件が人たるに値する生活を営むための必要を充たすよう配慮しなければならないのである。それは國の当然の責務である。

この点で特に注意を要することは、ひとくちに被差別の、態と言つても、環境改善のようなハード面の実態に対し、右に述べた生活水準や就労、教育などのソフト面の実態は、差別意識とのかかわりがより直接的で、それの浸透影響が直截に現われる領域であることである。この分野

はいわば実態的差別と心理的差別が相交錯する領域であつて、それが直近の実態調査によつてなお深刻な状況にあるということは、「部落差別」を実態的と心理的の二つの形態に截然と単純に分類できないことを示唆しているとも言える。立法は、行政上の政策課題もこの領域には多く、それだけにこの分野の改善は今後の解放行政なしで解放立法の策定実施において、主要な眼目となることであろう。

一九八三年七月九一十日に開催された第五回全国部落解放研究者集会において、「大阪における実態調査をふまえた今後の政策課題」が解放研究所人権・行政部門事務局から研究報告され、「今後、力点を置いていく必要のある分野」として、以下の諸事項が「列挙」されていた。曰く。「①健康面の対策の抜本的充実 ②住宅の質的向上（広さや内容面） ③安定した仕事保障 ④年金加入の促進と年金の充実 ⑤生活保護世帯に対する仕事保障、健康回復、年金充実のとりくみ ⑥識字学級の活発化と教育の機会均等の促進 ⑦結婚、地域、学校、企業等あらゆる分野における部落差別をゆるさない体制の確立と、とりくみの促進 ⑧障害者や老人に対する抜本的な施策の確立。」今後の同和行政はもとより、解放立法を模索・展望していくうえで何れも重要な指標たることを失なわないである。

以上を要するに、立法論としては、時限立法としての事

業法の限界を克服することが目指されることになるのであるから、現行法の時限内の徹底を図りながら、その正しい総括を踏まえ、いわばその建設的発展形態として、環境改善事業だけでなく、雇用の保障や教育の向上等、質量の両面において拡大・深化を伴つたより総合的な行政施策を提示するとともに、差別意識の克服に向けて人権啓発に取組むうえで基本法上の根柢を与えることが期待されることがなる。最後の啓発活動について一言すれば、現行の地対法の下においても、政令で、事業主に対する啓発事業、対象地域の人びとにに対する人権相談事業等が列記されている（地対法施行令一条三三、三七、三八各号）が、「啓発活動」はもともと「本来の同和対策事業から除外され」ていたものであり、独立した「事業」予算が計上されたのも昭和四九年度以降（「同和問題講演会委託費」）であつて、予算規模もいわゆる環境改善事業に比して桁はずれに小さい（例えは参考、山本登「前掲論文」同和行政論I三一九一三二三頁）。人権啓発事業を法の対象として位置付ける意義は決して乏しくないと言わねばならない。

おわりに

以上に示された部落解放の視点に立つ将来的立法像の各個について、また相互の得失長短について、さらに吟味検討すべきことがらは少なくないとと思う。しかしそれは後日によだねることにしたい。

（香川大学教授）

世界人権宣言35周年記念 国際連合と人権

田畠茂一郎

監修 金東勲

訳

第二次大戦後、国連を中心に国際社会がおし進めてきた「人権の国際保障」の歩みと成果、さらにその現状と課題をわかりやすく解説。日本図書館協会選定図書。

A5判210頁 定価2,000円

人種差別撤廃条約 早期批准のために

部落解放研究所 編

「人種差別撤廃条約」は、人権の国際的保護の法的かつ制度的保障を確かにするものとして多数の国で批准されている。本書はその入門書・学習テキストとして広く活用できる。

B6判172頁 定価700円

(社)部落解放研究所

大阪市浪速区久保吉1-6-12
TEL 06-568-1300